

分割弁済合意書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙の甲に対する未払金の弁済について、次のとおり合意する。

第1条（債務の承認）

乙は、甲に対し、甲乙間の 年 月 日付「〇〇〇〇契約」に基づく の商品代金として、
年 月 日現在、金 円の支払債務（以下「本件債務」という。）を負っていることを承認する。

第2条（分割弁済）

乙は、甲に対し、本件債務を次の支払予定表のとおり 回に分割し、各支払期日限り、甲の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

2 支払期日が金融機関の休業日に当たるときは、その前営業日を支払期日とする。

支払予定表

回	支払期日	支払額（円）	支払後の残額（円）	入金日・確認
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				

第3条（期限前の弁済）

乙は、支払期日の前であっても、本件債務の全部又は一部をいつでも支払うことができる。この場合、支払った額は最終回の分割金から順に充てる。

第4条（期限の利益の喪失）

乙について次のいずれかの事由が生じたときは、乙は、甲からの通知又は催告がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに本件債務の残額を支払う。

- 分割金の支払を怠り、その額が 回分に達したとき
- 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
- 差押え、仮差押え又は強制執行を受けたとき
- 手形又は小切手の不渡りを出したとき、その他支払を停止したとき

第5条（遅延損害金）

乙が前条により期限の利益を失ったときは、本件債務の残額に対し、期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで、年 %の割合による遅延損害金を支払う。

第6条（公正証書の作成）

乙は、甲から求めがあったときは、本合意書と同じ内容で、強制執行認諾文言を付した公正証書の作成に協力する。
その費用は甲乙が折半して負担する。

第7条（協議）

本合意書に定めのない事項は、甲乙誠実に協議して解決する。

本合意の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲（債権者）

住所

名称

代表者

印

乙（債務者）

住所

名称

代表者

印